霧島市子ども・子育て会議の目的及び委員の役割について

【会議の設置】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、諮問又は調査審議を行うため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び霧島市子ども・子育て会議条例（平成 26 年条例第８号）第 1 条に基づき、設置された附属機関である。

【会議の所掌事務】

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 1 号から４号までに掲げる事項

１号　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を取りまとめること。

２号　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を取りまとめること。

３号　霧島市子ども・子育て支援計画に関し、意見を取りまとめること。

４号　霧島市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及びその施策の実施状況を調査審議し意見を取りまとめること。

※特定教育・保育施設…幼稚園、保育園、認定こども園

※特定地域型保育事業…家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【会議の開催状況】

年４回程度（５，７，１２，２月）

【委員任期】

任期　令和２年４月 26 日から令和４年４月 25 日迄

任期中は、霧島市の非常勤の職員となります。

【委員の具体的な役割】

①　施設の利用定員（新規又は変更）に係る意見を取りまとめる。

②　霧島市子ども・子育て支援事業計画に係る意見を取りまとめる。

（地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえたものであること。）

【委員の報酬及び費用弁償】

①　委員報酬は、会議１回につき、5,100 円（日額）【会長は 5,500 円】

②　委員費用弁償（交通費）は、37 円/km（往復 3 km未満は支給無）

③　報酬は源泉所得税の対象となるため、確定申告用の源泉徴収票を後日発行する。